

【参考資料】

令和5年第1回奥州市議会定例会

条例議案 新旧対照表

- 議案第2号 奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
〔奥州市企業立地奨励条例〕
- 議案第4号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
〔まえさわ介護センター条例（第1条関係）
奥州市子ども・子育て会議条例（第2条関係）
奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（第4条関係）
奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例（第5条関係）〕
- 議案第5号 奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例及び奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
〔奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例（第1条関係）
奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（第2条関係）〕
- 議案第6号 奥州市学校林条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 奥州市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 奥州市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
〔奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条関係）
奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（第2条関係）〕
- 議案第12号 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市企業立地奨励条例新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(他の条例との関係)</u></p> <p><u>第8条 第4条第1項の規定は、奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和5年奥州市条例第 号)第2条第1項の規定により課税免除を受けることのできる固定資産については、その課税免除を受けることのできる限りにおいて、適用しない。</u></p> <p>第9条 略</p>	<p>第8条 略</p>

まえざわ介護センター条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(サービス利用料)</p> <p>第7条 センター及び附帯事業所を利用する者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げるサービス利用料を利用の都度又は別に指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、事業の利用に当たり必要な日常生活物品等の購入その他の事業の利用に必要な費用については、サービス利用料とともにその実費を負担するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 第4条第3項に掲げるセンターの附帯事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項及び第30条第2項並びに附則第22条第4項の規定により主務大臣が定める基準（以下この号において「基準」という。）により算定したサービス利用料（基準に定めのないものについては、別表第2に定めるサービス利用料）</p> <p>2 略</p>	<p>(サービス利用料)</p> <p>第7条 センター及び附帯事業所を利用する者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げるサービス利用料を利用の都度又は別に指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、事業の利用に当たり必要な日常生活物品等の購入その他の事業の利用に必要な費用については、サービス利用料とともにその実費を負担するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 第4条第3項に掲げるセンターの附帯事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項及び第30条第2項並びに附則第22条第4項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下この号において「基準」という。）により算定したサービス利用料（基準に定めのないものについては、別表第2に定めるサービス利用料）</p> <p>2 略</p>

奥州市子ども・子育て会議条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、市長の附属機関として、奥州市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、市長の附属機関として、奥州市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p>

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について<u>児童福祉法第24条第3項</u>（<u>同法附則第73条第1項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について<u>児童福祉法第24条第3項</u>（<u>同法附則第73条第1項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)・(5) 略</p>

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>5・6 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第</p>	<p>5・6 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第</p>

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等</u>（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、<u>満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、<u>選考するものとする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>（あつせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに</p>	<p>19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同号又は同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等</u>（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、<u>満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、<u>選考するものとする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>（あつせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子</p>

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p>	<p>どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p>

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 この表の適用を受ける者は、特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた者とし、おおむね法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに適用する。</p> <p>2～9 略</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 この表の適用を受ける者は、特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた者とし、おおむね法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに適用する。</p> <p>2～9 略</p>

奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p>(特別保育の実施)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 特別保育は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当すると認められる場合に実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一時預かり 対象児が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める要件に該当すると認められるとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 幼稚園型 主として市立教育・保育施設に在籍する1号認定子ども（<u>法第19条第1号</u>に掲げる者であって、<u>法第20条第4項</u>に規定する教育・保育給付認定を受けたものをいう。）であって、かつ、当該対象児の保護者がア(ア)から(u)までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(特別保育の実施)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 特別保育は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当すると認められる場合に実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一時預かり 対象児が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める要件に該当すると認められるとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 幼稚園型 主として市立教育・保育施設に在籍する1号認定子ども（<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる者であって、<u>法第20条第4項</u>に規定する教育・保育給付認定を受けたものをいう。）であって、かつ、当該対象児の保護者がア(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(3) 略</p>

奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行						
<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 特別職の職員が、職務のため旅行したときは、別表によりその費用を弁償する。</p> <p>2 鳥獣被害対策実施隊員が、職務のため出勤等をしたときは、その費用を弁償するものとし、その額は、1,500円とする。ただし、市長が特に必要と認める場合に限る。</p> <p>別表（第2条関係） 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 特別職の職員が、職務のため旅行したときは、別表第1によりその費用を弁償する。</p> <p>2 別表第2左欄に定める特別職の職員が、職務のため出勤等（消防相互応援協定のある市町村を含む。）したときは、同表右欄に定める額の費用を弁償する。</p> <p>別表第1（第2条関係） 略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公職名</th> <th style="text-align: center;">費用の弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団員</td> <td>火災、風水害及び行方不明者捜索に係る出勤等にあつては3,000円、その他の出勤等にあつては1,500円。ただし、市長が特に必要と認める場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>鳥獣被害対策実施隊員</td> <td>1,500円。ただし、市長が特に必要と認める場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	公職名	費用の弁償	消防団員	火災、風水害及び行方不明者捜索に係る出勤等にあつては3,000円、その他の出勤等にあつては1,500円。ただし、市長が特に必要と認める場合に限る。	鳥獣被害対策実施隊員	1,500円。ただし、市長が特に必要と認める場合に限る。
公職名	費用の弁償						
消防団員	火災、風水害及び行方不明者捜索に係る出勤等にあつては3,000円、その他の出勤等にあつては1,500円。ただし、市長が特に必要と認める場合に限る。						
鳥獣被害対策実施隊員	1,500円。ただし、市長が特に必要と認める場合に限る。						

奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(費用弁償)</p> <p>第10条 団員が公務のため旅行したときは、奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例（平成18年奥州市条例第42号）の定めるところにより費用を弁償する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第10条 団員が、<u>水火災、警戒、訓練等の職務に従事し、又は公務のため旅行したときは</u>、奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例（平成18年奥州市条例第42号）の定めるところにより費用を弁償する。</p>

奥州市学校林条例新旧对照表

改正後			現 行		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
			1	藤里小学校林1号	奥州市江刺藤里字前田237
			2	藤里小学校林2号	奥州市江刺藤里字平場121—3
			3	藤里小学校林3号	奥州市江刺藤里字前田山国有林
			4	伊手小学校林1号	奥州市江刺伊手字御堂131—1
			5	人首小学校林1号	奥州市江刺米里字鶴城211—2
			6	人首小学校林2号	奥州市江刺米里字山大畑23
			7	人首小学校林3号	奥州市江刺米里字北野91—24
			8	木細工小学校林1号	奥州市江刺米里字重王堂78—44
			9	木細工小学校林2号	奥州市江刺米里字重王堂78—44
			10	玉里小学校林1号	奥州市江刺玉里字玉ノ木沢国有林
			11	玉里小学校林2号	奥州市江刺玉里字玉ノ木沢国有林
			12	梁川小学校林1号	奥州市江刺梁川字赤部64
			13	広瀬小学校林1号	奥州市江刺広瀬字西風148—1
			14	広瀬小学校林2号	奥州市江刺広瀬字西風148—1
			15	稲瀬小学校林1号	奥州市江刺稲瀬字大迫181—8
1	稲瀬小学校林1号	奥州市江刺稲瀬字大迫181—8	16	稲瀬小学校林2号	奥州市江刺稲瀬字大迫181—9
2	稲瀬小学校林2号	奥州市江刺稲瀬字大迫181—9	17	稲瀬小学校林3号	奥州市江刺稲瀬字大迫156
3	稲瀬小学校林3号	奥州市江刺稲瀬字大迫156	18	稲瀬小学校林4号	奥州市江刺稲瀬字大迫157
4	稲瀬小学校林4号	奥州市江刺稲瀬字大迫157	19	稲瀬小学校林5号	奥州市江刺稲瀬字大迫158
5	稲瀬小学校林5号	奥州市江刺稲瀬字大迫158			

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額(低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。))を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)(一戸建てであるものに限る。)の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円(市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合(以下この項において「認定基準に適合する場合」という。))にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円(認定基準に適合する場合にあつては、1万円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円(認定基準に適合する場合にあつては、1万6,000円)</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共</p>	18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額(低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。))の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円(市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合(以下この項において「認定基準に適合する場合」という。))にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円(認定基準に適合する場合にあつては、1万円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円(認定基準に適合する場合にあつては、1万6,000円)</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。))設計一次エネルギー消費量(建築物のエネ</p>

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後		現行	
	<p>用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額に次に掲げる共用部分の床面積（(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 10万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）（非住宅部分が専</p>		<p>ルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この項において「告示」という。）Iの第2の2の2-1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項、18の11の項及び18の13の項において同じ。）を告示Iの第2の2の2-3(2)イに定める数値とする場合は(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額に次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）の床面積（(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額、設計一次エネルギー消費量を告示Iの第2の2の2-3(2)ロに定める数値とする場合は(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 10万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。）</p>

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後		現行	
	<p>ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び次項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあつては、1万円）</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万6,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあつては、1万7,000円）</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円</p>		<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあつては、1万円）</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万6,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあつては、1万7,000円）</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円</p>

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後		現行	
	<p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 38万円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 15万6,000円</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。)</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、1万円)</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円)</p>		<p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 38万円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 15万6,000円</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、1万円)</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円)</p>

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後		現行	
	<p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 6万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 17万9,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 8万4,000円</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(ア)から(ウ)まで並びに(1)イ(イ)及び(イ)に定める額を合算した額に、(1)ウ(ウ)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(エ)から(ウ)まで)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ウ)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(エ)から(ウ)まで)に定める額を加算した額</p>		<p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 6万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 17万9,000円</p> <p>b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 8万4,000円</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) (1)ア(ア)から(ウ)まで並びに(1)イ(イ)及び(イ)に定める額を合算した額に、(1)ウ(ウ)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び次項において「工場等専用部分」という。))である場合にあっては、(1)エ(エ)から(ウ)まで)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ウ)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(エ)から(ウ)ま</p>

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
		<p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額</p>			<p>で)に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額</p>
18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(イ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(イ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(イ)までに定める床面積並びに同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(イ)まで並びにイ(イ)及び(イ)に定める額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ア)から(イ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(イ)までに定める額</p>	18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(イ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(イ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(イ)までに定める床面積並びに同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(イ)まで並びにイ(イ)及び(イ)に定める額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ア)から(イ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から</p>

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
		<p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(ウ)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める床面積の合計（同項(1)ウ(ウ)から(ウ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで、イ(イ)及び(イ)並びにウ(ウ)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額</p>			<p>(ウ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(ウ)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める床面積の合計（同項(1)ウ(ウ)から(ウ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで、イ(イ)及び(イ)並びにウ(ウ)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額</p>
略	略	略	略	略	略
18の11 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対す	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受け	18の11 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対す	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受け

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
る審査	申請手数料	<p>るよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分</p> <p>(7) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び18の13の項(4)において同じ。）の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 略</p>	る審査	申請手数料	<p>るよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分</p> <p>(7) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び18の13の項(4)において同じ。）の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 略</p>
略	略	略	略	略	略
18の13 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p>	18の13 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p>

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
		<p>ア・イ 略</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの)あつては(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの)あつては(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(3)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの)あつては、(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 略</p>			<p>ア・イ 略</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの)あつては(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの)あつては(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(3)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの)あつては、(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 略</p>
略	略	略	略	略	略
備考 1・2 略			備考 1・2 略		

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(給付の額)</p> <p>第5条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額から、入院時食事療養費標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額（以下「受給者負担額」という。）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給付の額)</p> <p>第5条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 未就学児、妊産婦及び重度心身障害者 医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額から、入院時食事療養費標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額（以下「受給者負担額」という。）</p> <p>(2) 小中学生及び高校生等の入院 受給者負担額から5,000円を控除した額。ただし、受給者及び監護者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合は、受給者負担額に相当する額</p> <p>(3) 小中学生及び高校生等の入院外 受給者負担額の2分の1の額（その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）</p> <p>2 略</p>

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>81億4,611万4,864円</u>とする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>81億9,259万2,701円</u>とする。</p>

奥州市立放課後児童クラブ条例新旧対照表

改正後	現 行																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ</td> <td>奥州市江刺愛宕字西下川原71番地3</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第13条 児童クラブの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前条ただし書の規定に基づき、利用料金を還付すること。</p> <p>(11)・(12) 略</p> <p>2・3 略</p>	名称	位置	略	略	奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ	奥州市江刺愛宕字西下川原71番地3	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ</td> <td>奥州市江刺愛宕字西下川原71番地3</td> </tr> <tr> <td>奥州市立前沢放課後児童クラブ</td> <td>奥州市前沢字下小路52番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第13条 児童クラブの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 第12条ただし書の規定に基づき、利用料金を還付すること。</p> <p>(11)・(12) 略</p> <p>2・3 略</p>	名称	位置	略	略	奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ	奥州市江刺愛宕字西下川原71番地3	奥州市立前沢放課後児童クラブ	奥州市前沢字下小路52番地	略	略
名称	位置																		
略	略																		
奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ	奥州市江刺愛宕字西下川原71番地3																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ	奥州市江刺愛宕字西下川原71番地3																		
奥州市立前沢放課後児童クラブ	奥州市前沢字下小路52番地																		
略	略																		

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>第14条 削除</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p><u>第26条</u> 削除</p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第26条</u> 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。） の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の 規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的 苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>